

## 香川県教育委員会 8月定例会会議録

1. 開催日時 令和3年8月30日(月)  
開 会 午前10時00分  
閉 会 午後0時06分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	工 代 祐 司
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	海 津 洋
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	藪 木 泰 伸
義務教育課長	原 田 智
高校教育課長	金 子 達 雄
特別支援教育課長	北 村 宏 美
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
政策主幹兼総務課副課長	佐 々 木 隆 司
総務課長補佐	岩 田 篤 志
義務教育課長補佐(兼)主任指導主事	中 田 祐 二
高校教育課長補佐	山 下 利 美
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	長 林 真 司
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	渡 辺 謙
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
総務課副主幹	秋 山 直 美
義務教育課主任指導主事	藤 崎 裕 子
高校教育課主任指導主事	亀 田 龍 輔
高校教育課主任指導主事	伊 賀 あ づ さ
高校教育課主任指導主事	川 東 芳 文
特別支援教育課主任指導主事	鳥 井 口 隆

総務課主任  
総務課主任  
高校教育課主任

猪池美智子  
真田啓介  
三谷進

傍聴人 なし

## 5. 会議録の承認

7月定例会の会議録署名委員の蓮井委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

## 6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第1号及びその他事項1は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、議案第4号及び第5号は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、また、文部科学省初等中等教育局長名で、静ひつな採択環境を確保し、公正かつ適正な教科書採択を行う旨の通知が出されていることを考慮し、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

## 7. 議案

○議案第1号 令和3年9月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県教育基本計画（案）について

総務課長から、令和3年度から令和7年度までの5か年間を計画期間とする第4期香川県教育基本計画（案）について諮る旨、説明。

### 【質疑】

<小坂委員>市町教育行政意見交換会において教育理念等について意見をいただいたが、原案が今の時代の流れに即していると考えるので、原案で良いと考える。

<平野委員>非常に多くのパブリックコメントが寄せられており、中でもネット・ゲーム依存に関しての意見が多いようであるが、これは、同じような所属の方々

が一斉に出したというようなことは考えられるのか。

<総務課長> ネット・ゲーム依存に関する意見が多く、県外から香川県条例に対して意見等をお持ちの方が意見をたくさん寄せられたと考えている。

<平野委員> 以前問題となっていたが、同じ文面の意見が複数寄せられたということとはなかったのか。

<総務課長> 同じような趣旨の意見は多く寄せられていた。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

総務課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、令和2年度における教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校（高学部）において使用する教科書並びに県立特別支援学校において使用する一般図書等教科書の採択について（非公開案件）

教育長から、議事の進め方として、協議及び採決を4つの項目に分け、最初に、県立高等学校において使用する教科書について、2番目に県立特別支援学校（高学部）において使用する教科書について、3番目に県立特別支援学校において使用する一般図書について、最後に、県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書について、それぞれ協議終了後に採決することについて説明。

(1) 県立高等学校において使用する教科書の採択について

高校教育課長から、令和4年度に県立高等学校において使用する教科書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

<委員> 「継続」と「変更」についての説明は理解したが、「新規」については学習指導要領の変更に伴って採択するということか。逆に言えば、スクラップ&ビルドということでスクラップされたものがあるということか。

<高校教育課長> 新しい学習指導要領に改定されたことに伴い、新しい教科書が発行され、同じ科目の教科書は廃版になっていくためスクラップされている。ただ、

まったく新しい教科については、新しい教科書が出てくることとなる。

＜委員＞全体として、使用する教科書の実際の量が多くなっているのか、それとも実際の量自体はあまり変わらず、内容（質的・量的な観点）が変わってきているのか。

＜高校教育課職員＞教科書によっては分冊になっているものが増えているため、実際の量が多くなっている傾向があるかもしれない。

＜高校教育課長＞高校の教科書は以前に比べると版が大きくなったり、カラー刷りが増えてきたりしており、教科書の中身が充実したり、記述が分かりやすくなるなど、様々な工夫がなされ、ページも増えている。その意味では内容は充実していると考える。

＜委員＞学校評議員等が選定委員会に多く参加していることが資料の「関わり方」の部分で読み取れ、以前に比べて増えてきていると感じた。以前は、御意見を別途伺う等により、意見を反映としていたと思うが、今年は選定委員会そのものに参加している方が増えているので良いことだと考える。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

## (2) 県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書の採択について

特別支援教育課長から、令和4年度に県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

### 【質疑】

＜委員＞特別支援学校（高等部）の教科書には、先ほどの高等学校の教科書にあった「変更A・B」や「継続」、「新規」というものはないのか。

＜特別支援教育課長＞「変更」はなく、「継続」か「新規」となっており、1年生は「新規」だけである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

## (3) 県立特別支援学校において使用する一般図書の採択について

特別支援教育課長から、令和4年度に県立特別支援学校において使用する一般図書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

### 【質疑】

＜委員＞教育委員会でこの386冊を採択した後、具体的には、各学校でどのように選んでいくのか。

＜特別支援教育課長＞実際の書籍は、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校に保管

しており、それを各学校から担当者が出向いて確認し、担任や教務関係者等において選定作業を行い、選んでいくこととなる。

<委員>毎年変更するものなのか。

<特別支援教育課長>毎年採択できることから、子ども一人ひとりの成長に合わせて変更していることが多い。

<委員>個々の児童生徒にあわせて教科書を選定していくということか。

<特別支援教育課長>学習グループを少人数で組んでいることから、1つの教室で複数名が学習するとしても、全員が同じ学習をすることとはなっていない。その学習集団に応じて同じ書籍を利用している場合もあるし、自立活動といって一人ひとりの実態に応じて活動する場合もあるため、毎年学習する内容で新たに採択することがある。

<委員>今回示された386冊は、すべてが新たに追加されたのではなく、今年各学校がこの中から選ぶということか。

<特別支援教育課長>一般図書については、昨年度までに調査済みの376冊に加え、今年度新たに10冊追加しようとするものである。各学校では、その中から選定することとなる。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

- (4) 県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書の採択について  
特別支援教育課長から、令和4年度に県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書について、全体の概要及び選定に関する資料について説明し、採択について諮る旨、説明。

#### 【質疑】

<委員>この教科書については、文部科学省で点字本等を作成しているため、変えようがないのか。

<特別支援教育課長>科目を増やすというような話も出ているが、現在発行されている教科書はここに示したものだけである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

#### ○議案第5号 県立中学校及び県立特別支援学校（中学部）において使用する教科書について（非公開案件）

高校教育課長から、今年度新たに発行されることとなった教科書について昨年度と同様、香川県教科用図書選定審議会における調査・審議に基づいて行われた答申を参考に、香川県立義務教育諸学校教科用図書調査委員会において調査・研究を重ねてきた。昨年度は7社から発行されるうちから1冊を選定する作業であり、無記名での投票を行っていただいたが、今年度は、昨年度における採択や検

討の経緯を踏まえると今年使用している教科書を継続して使用するか、新たに発行された教科書に変更するののかについて審議することが適切と考えること、今回の決定方法については、昨年度と同様に投票による決定、または事務局からの案を提示しそれに基づき審議する決定の、いずれかの方法で採択することを諮る旨、説明。

**【質疑】**

＜委員＞昨年度は、投票を行い丁寧に決定したが、今年度は新たに1社追加されたということで昨年度決定している教科書との対比は行っているので、事務局案で審議することで良いと考えるがいかがか。

＜委員＞自由社の教科書について、勉強させていただいたので事務局案で審議することで良いと考える。

各委員に諮り、事務局案で審議することに決定した。

高校教育課長から、事務局案について説明し、採択について諮る旨、説明。

**【質疑】 意見無し**

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

**8. その他事項**

○その他事項1 令和3年度全国学力・学習状況調査結果（速報）について  
（非公開案件）

○その他事項2 東京オリンピック本県出身選手の成績について

保健体育課長から、東京オリンピックでの本県出身選手の成績について説明。

**【質疑・意見交換】**

＜平野委員＞フェンシングは非常に注目をされている中で、全国の高校でフェンシング部を持っているところは割と少ない。高校総体で高松北高校が結構良いところまで進んでいたが、高校入試の全国枠でフェンシングをやりたい生徒が集まったらいいと思った。

＜保健体育課長＞香川県の高校には、オリンピックの指導者がいるので、是非に全国募集で来てほしい。

○その他事項3 専決処分事項の報告（香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部改正について）

高校教育課長から、香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則について、香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1

項第1号の規定に基づき教育長専決による一部改正を行ったことについて報告。

**【質疑・意見交換】**

<木下委員>夏季休業の期間延長は、9月12日で終了するのか。

<教育長>9月12日までのまん延防止等重点措置の期間が延長するとしても、学校は再開したい。その際には、分散登校やオンラインの活用なども考えられるが、9月13日以降も延長することは考えていない。